

愛媛県知事・松山市長選挙

10月30日(木)告示

11月9日(日)告示

期日前投票

10月31日(金)～11月9日(日) (土・日曜・祝日を含む)

県知事選挙のみ投票できます

期日前投票場所	投票時間	投票できる人
市役所第四別館 (三番町六丁目) 1階会議室 1-1	8時30分～20時	市内全域の選挙人

11月10日(月)～15日(土) (土曜日を含む)

県知事選挙、市長選挙ともに投票できます

期日前投票場所	投票時間	投票できる人
市役所第四別館 (三番町六丁目) 1階会議室 1-1	8時30分～20時	市内全域の選挙人
伊台・道後・久米・小野・久谷・浮穴・垣生・味生・久枝・和気・堀江・三津浜支所、中島支所仮庁舎 (旧中島東小学校南校舎)、石井公民館、北条コミュニティセンター		
興居島支所	8時30分～18時	市内全域の選挙人
フジグラン松山 (遊々館5階ギャラリー)	9～20時	
いよてつ高島屋 (7階ふれあいギャラリー)	10～19時	
松山三越 (7階期日前投票特設会場)		

期間が限られる投票所

期日前投票場所 (駐車場はありません)	日時	投票できる人
松山大学 (学生会館)	11月12日(水)～14日(金)	市内全域の選挙人
〈新設〉愛媛大学 城北キャンパス (愛大ミュージアム1階)	10～17時	

投票できる人が限られる投票所

期日前投票場所	日時	投票できる人
上怒和・元怒和・二神・睦月・野忽那の各集会所、津和地多目的集会所	11月11日(火)～13日(木)の間、1日限定。9時30分～15時30分	当該投票所がある島の選挙人

【期日前投票のできる人】

選挙の当日、次のいずれかに該当する見込みの人▶仕事、地域行事の役員、本人または親族の冠婚葬祭などに従事する▶買い物、旅行、レジャー、親族以外の冠婚葬祭への参加などのため、投票区の区域外へ出る▶病気、けが、妊娠などのため歩行が困難▶住所移転のため他市町村に居住している

【期日前投票の方法】

入場券の裏面が宣誓書となっています。事前に記入していただくこと受け付けがスムーズです。

不在者投票

【入院中の人不在者投票できる市内の病院 (50音順)】

天山・NTT西日本松山・愛媛生協・奥島・栗林・県立中央・済生会松山・佐藤実・四国がんセンター・道後温泉・東明・野本記念・平成脳神経外科・北条・松山笠置記念心臓血管・松山記念・松山協和・松山市民・松山城東・松山赤十字・松山第一・松山西・松山ベテル・松山リハビリテーション・南高井・南松山・吉田の各病院

【郵便などによる不在者投票】

身体障害者手帳や介護保険被保険者証を持ち、下表に該当する選挙人は、11月12日(水)までに「投票用紙請求書」に「郵便投票証明書」を添え、市選挙管理委員会へ投票用紙を請求すると、自宅などで不在者投票ができます。

手帳などの種類	障がいの種類	障がいの程度または要件
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	内臓機能	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証		要介護5

※該当しても自分の名前が書けない人(代理記載制度利用者を除く)は、この制度を利用できません

【郵便などによる不在者投票 (代理記載制度)】

郵便などでの不在者投票をすることができる人のうち、下表に該当する人は、11月12日(水)までに「投票用紙請求書」に「郵便投票証明書」を添え、市選挙管理委員会へ投票用紙を請求すると、自宅などで代理記載人が投票用紙に記載することができます。

手帳の種類	障がいの種類	障がいの程度
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

お問い合わせは、市選挙管理委員会 ☎948-6619・FAX 934-1811、「引き続き県内の区域内に住所を有する旨の証明書」の発行＝市民課☎948-6347・FAX 934-1801、期日前投票のテレフォンサービス＝☎948-0510・0520 (10月31日(金)から11月15日(土)まで)へ

知事選・市長選共通

11月16日(日)は愛媛県知事および松山市長選挙の投票日です。愛媛県と松山市の行方を決める大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。

投票日時

11月16日(日)7～20時(久谷第四・北条第四・北条第十九投票所は16時まで、中島第六～第十一投票所は17時まで、由良・泊・鷺ヶ巣・門田・中島第一～第五投票所・中島第十二～第十七投票所は18時まで)。

投票できる人

【年齢】平成6年11月17日以前に生まれた人。【市内間で転居した人】10月11日までに市内間転居の届け出をした人は新しい住所の投票所で、その後届け出をし

選挙入場券

10月30日から世帯員全員の選挙入場券をまとめて、世帯主宛てに封筒で郵送します。自分の入場券の記載内容を確認し、投票所または期日前投票所にお持ちください。※紛失しても投票できませんが、本人確認のため、保険証や運転免許証などの提示にご協力ください。

学生の選挙権

原則、就学地にあります(入場券が届いても、市外在住の場合は投票不可)。

投票日は

11/16日

入場券は

10/30(木)

発送

愛媛県知事選挙

【住所要件】7月29日までに転入の届け出などをし、選挙人名簿に登録されている、引き続き市内に住んでいる人。ただし7月30日～8月8日に転入の届け出などをし、今回の松山市長選挙で選挙人名簿に登録された人は、11月8日から知事選挙の投票ができます。【県内の他市町へ住所を移した人】松山市の選挙人名簿に登録されている、7月16日以後に県内の他市町へ転出(1回限り)し、転出先の市町で選挙人名簿に登録されていない人は、松山市で投票できません。ただし投票には、いずれかの市町長が発行する「引き続き県の区域内に住所を有する旨の証明書」(市民課(市役所本館1階)・支所・市民サービスセンター、県内他市町の住民票担当窓口などで、無料で発行)が必要です。また松山市の選挙人名簿に登録されている、6月30日～7月15日の間に転出(1回限り)し、転出先の市町で選挙人名簿に登録されていない人は、期日前投票ができる場合がありますので、市選挙管理委員会へお問い合わせください。【県外へ住所を移した人】10月30日までに県外へ転出した人は、投票できません。また松山市の選挙人名簿に登録されている、10月31日以後に転出する人は、転出する日までは期日前投票ができます。詳細はお問い合わせください。【選挙公報】11月5日ごろから、各世帯に直接配布。市役所

投票所の変更

下表の投票区の人、投票場所が変わります。

投票区	7 東雲第二
新投票所	東中学校 (体育館)
旧投票所	東雲小学校
区域	喜与町一丁目、喜与町二丁目、大街道三丁目、東雲町、勝山町二丁目、東一万町、中一万町、西一万町、平和通一丁目、文京町(1・2・3番地)、持田町二丁目、持田町三丁目、持田町四丁目、昭和町、北持田町、道後今市(5番)、道後一万(2～11番)

市長選挙の詳細はこちらからも

- 市ホームページ
- 市選管フェイスブック <https://www.facebook.com/matsuyamasenkan>

松山市長選挙

【住所要件】8月8日までに転入の届け出などをし、選挙人名簿に登録されている、引き続き市内に住んでいる人。【市外へ転出した人】選挙期日の前日までに市外へ転出した人は、投票できません。ただし松山市の選挙人名簿に登録されている、11月10～15日の間に転出する人は、転出する日(転出予定日を含む)までは期日前投票ができます。【選挙公報】11月12日ごろから、各世帯に直接配布。県知事の選挙公報と同所にもあります。